

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の見直しに対する  
「がんとの共生のあり方に関する検討会」からの提案（案）

- がん相談支援センターについて
  - ・ 全てのがん患者に対してがん相談支援センターの周知が行われるよう、診断時や告知を行う場面に組み込むことや診療の経過の中で患者の状況に応じて複数回案内を行うなど、システムが構築されていること。
  - ・ がん相談支援センターに配置される専従及び専任の相談支援に携わる者については、定期的に知識更新を行い、対応の質の向上に努めていること。
  - ・ がん相談支援センターの業務「がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化に関する相談」
  
- ピアサポートについて
  - ・ 都道府県や地域の患者会等と連携を図り、地域の実情に応じたピアサポート体制の構築に努めていること。
  
- スクリーニングについて
  - ・ がん患者の身体的苦痛や精神心理苦痛、社会的な問題等のスクリーニングを診断時から一貫した手法を活用していること。簡易的なスクリーニングを経時的に実施し、診断や治療方針の変更の時には、ライフステージ、就労・就学、経済状況、家族との関係性等、患者とその家族にとって重要な問題について詳細に把握していること。また把握した内容については、主治医と情報共有し、必要に応じ関係職種と共に適切な治療や支援を行っていること。
  - ・ 高齢がん患者等の場合、意思決定能力について確認を行い、各種ガイドラインに沿って対応していること。
  
- アピアランスケアについて
  - ・ がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化について、がん患者及び家族に対する説明やケアに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。

●自殺対策について

- 自殺のリスクが高い患者に対し、院内で共通したフローを使用し、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。また関係職種に情報共有を行う体制を構築していること。自施設に精神科、心療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保していること。

●その他

<情報提供・普及啓発>

- 地域を対象として患者向け、一般向けのガイドラインの活用や緩和ケア、人生会議等のがんに関する普及啓発に努めていること。

<研修の実施体制>

- 自施設の医療従事者等が、がん患者や家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について、学ぶ機会を年1回以上確保していること。